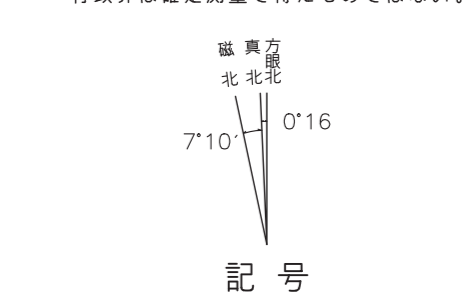


V-NF 90-2

21 (80-4)	22 (81-3)
29 (91-1)	28 (91-1)
35 (90-4)	36 (91-3)



記号	説明
△	三角点
●	水
○	河川
○	池
○	貯水池
○	湧き出し

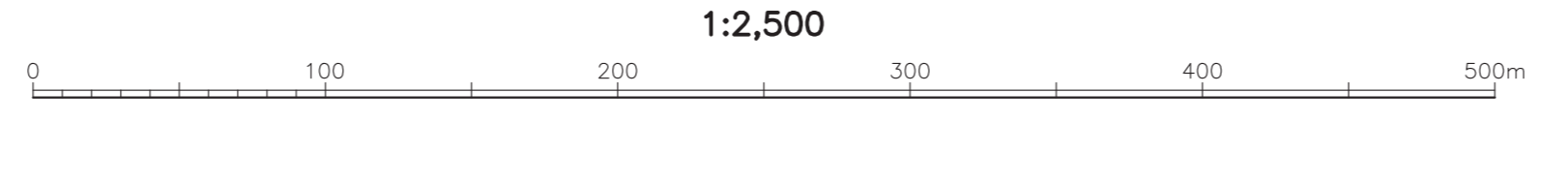
○	公園
○	神社
○	学校
○	病院
○	駅
○	郵便局
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館

○	公園
○	神社
○	学校
○	病院
○	駅
○	郵便局
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館

○	公園
○	神社
○	学校
○	病院
○	駅
○	郵便局
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館
○	公民館

縮尺は平成14年国土地院報告第9号の規定によるV縮尺系
投影は横メルカトル投影法
平面座標投影法は、世界測地系に於て
投影高緯度線に於ては、緯度45°Nを基準として
方角は0.5m/メートルを標準
経緯度数は、世界測地系
距離に於ては、世界測地系
高度の基準は、平均海面
高度の基準は、平均海面

- (1) 測製 昭和54年 5月
測製 昭和54年12月
平成 元年 5月
平成 15年 3月
平成 28年 3月
- (2) 修正 昭和54年 5月
修正 昭和54年12月
平成 元年 5月
平成 15年 3月
平成 28年 3月



この測量成果は、国土院の承認を得て国土院の測量成果
を使用して得たものである (簿記番号) 平27地公第 20号

V-NF 90-2

凡 例	
市町境界	---
都市計画区域界 (北は都市計画区域外)	---
用途地域、 特定用途制限地域界	---
都市計画道路	→
都市計画公園	■
都市計画緑地	■
斎場・衛生センター	■
高度利用地区	■
地区計画区域	■
用途地域界	---
第一種低層住居専用地域 ※建築物の高さ限度10m	■
第二種低層住居専用地域 ※建築物の高さ限度10m	■
第一種中高層住居専用地域	■
第二種中高層住居専用地域	■
第一種住居地域	■
第二種住居地域	■
近隣商業地域	■
準工業地域	■
工業地域	■
工業専用地域	■
特定用途制限地域凡例 (容積率200%/建ぺい率60%)	
地域拠点形成地区	■
公共公益施設等周辺地区	■
地域資源活用地区	■
産業施設等周辺地区	■
既存事業所等周辺地区	■
集落産業共生地区	■
集落活力再生地区	■
集落活力維持地区	■
山林保全地区	■
農業保全地区	■
特定用途制限地域界	---